



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則及び沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の退職手当に関する条例第8条第4項の規則で定める要件を定める規則の一部を改正する規則（人事課） 1

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 3

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（水産課） 4

告 示

漁船損害等賠償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 8

沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する告示（水産課） 8

公共測量の実施の通知（道路管理課） 8

公 告

大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課） 9

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課） 9

訓 令

沖縄県政策参与設置規程の一部を改正する訓令（秘書課） 10

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課） 10

沖縄県職員服務規程及び沖縄県職員研修規程の一部を改正する訓令（人事課） 13

人事委員会事項

沖縄県職員の給与に関する条例附則第12項等の規定による給料に関する規則 14

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則 20

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 38

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 38

規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則及び沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の退職手当に関する条例第8条第4項の規則で定める要件を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第 1 号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則及び沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の退職手当に関する条例第8条第4項の規則で定める要件を定める規則の一部を改正する規則

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項を次のように改める。

3 現業職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第 6 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第8条に次の3項を加える。

4 条例第20条の2第1項に規定する職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第6の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、現業職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県規則第109号。以下「現業職員勤務時間等規則」という。）第2条の規定に基づき沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「沖縄県職員勤務時間等条例」という。）の適用を受ける職員の例により沖縄県職員勤務時間等条例第2条第3項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者に適用される給料表及びその職務の級に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第7に掲げる調整基本額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第7の2に掲げる調整基本額

6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25に相当する額を超えるときは、当該相当する額を給料の調整額とする。

第9条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条第2項第1号中「沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号）第3条第2号に規定する」を「守衛、警備員、用務員、社会福祉施設に勤務する寮母（父）又は介助員である」に改め、同項第2号中「及び地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員（以下「再任用職員」という。）で4級以上の級に在級する再任用職員」を「（定年前再任用短時間勤務職員である現業職員にあつては、4級以上の級に在級する現業職員）」に改める。

第11条第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「条例第20条の2第1項に規定する職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「再任用短時間勤務職員勤務割合」とあるのは「育児短時間勤務職員等勤務割合」と、「再任用短時間勤務職員について」とあるのは「育児短時間勤務職員等について」と）を削り、「中「再任用短時間勤務職員」を「中「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「条例第20条の2第1項に規定する職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「再任用短時間勤務職員勤務割合」とあるのは「短時間勤務職員勤務割合」と、「再任用短時間勤務職員について」とあるのは「短時間勤務職員について」と）を削り、「中「再任用短時間勤務職員」を「中「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「条例第20条の2第1項に規定する職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「再任用短時間勤務職員勤務割合」とあるのは「任期付短時間勤務現業職員勤務割合」と、「再任用短時間勤務職員について」とあるのは「任期付短時間勤務現業職員について」と）を削り、「中「再任用短時間勤務職員」を「中「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（条例附則第4項の規定を受ける職員の給料）

4 当分の間、現業職員の給料月額は、当該現業職員が60歳（沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号）第1条の規定による改正前の沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号）第3条第2号に掲げる職員にあつては、63歳）に達した日後

における最初の4月1日以後、当該現業職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の規定により当該現業職員の属する職務の級並びに第6条から第7条の2の規定により当該現業職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

5 前項の規定は、次に掲げる現業職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される現業職員その他の法律により任期を定めて任用される現業職員及び非常勤職員である現業員
- (2) 沖縄県職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している現業職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた現業職員を除く。）

6 附則第4項の規定の適用を受ける現業職員に対する第8条第5項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「掲げる調整基本額」とあるのは「掲げる調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2（第8条関係）

職務の級	調整基本額
1 級	5,800円
2 級	6,100円
3 級	6,700円
4 級	7,300円
5 級	8,200円

（沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の退職手当に関する条例第8条第4項の規則で定める要件を定める規則の一部改正）

第2条 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の退職手当に関する条例第8条第4項の規則で定める要件を定める規則（平成19年沖縄県規則第103号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号イ中「第28条の2」を「第28条の6」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 現業職員の号給の調整、経過措置、沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員の給与等については、同条例附則の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第2号

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の7の次に次の1条を加える。

（基礎在職期間に高齢者部分休業の期間が含まれる者の取扱い）

第2条の8 退職した者の基礎在職期間に沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年沖縄県条例第47号）第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月（以下この条において「高齢者部分休業月」という。）が含まれる場合における条例第7条の4第1項の規定の適用については、退職した者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業月がある高齢者部分休業月にあつては職員の区分が同一の高齢者部分休業月ごとにそれぞれその最初の高齢者部分休業月から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある高齢者部分休業月を、退職した者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業月がない高齢者部分休業月にあつては当該高齢者部分休業月を基礎在職期間の各月から除くものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第3号

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（平成23年農林水産省告示第608号）」を「、沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第535号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第536号）」に改める。

第2条の表中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第6条の見出し中「貸付けの」を「貸付資格の認定」に改め、同条第1項の表を次のように改める。

資金の種類	認定申請書の名称及び様式	事業計画書の名称及び様式	収支計画書の名称及び様式	償還計画書の名称及び様式	貸付申請書の名称及び様式	提出部数
経営等改善資金	沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（第1号様式）	経営等改善措置に関する計画（新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金を除く。）（第2号様式） 経営等改善措置に関する計画（新養殖技術導入資金）（第3号様式） 経営等改善措置に関する計画（資源管理型漁業推進資金）（第3号様式の2） 経営等改善措置に関する計画（環境対応型養殖業推進資金）（第3	収支計画書（第2号様式の2）	償還計画書（第2号様式の3）（新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金の場合）	沿岸漁業改善資金貸付申請書（第7号様式）	正1部 副2部

		号様式の 3)				
生活改善 資金	沿岸漁業改善 資金貸付資格 認定申請書 (第 1 号様 式)	生活改善措置に関する 計画 (生活合理化設備 資金及び住居利用方式 改善資金) (第 4 号様 式) 生活改善措置に関する 計画 (婦人・高齢者活 動資金) (第 4 号様式 の 2)			沿岸漁業改善 資金貸付申請 書 (第 7 号様 式)	正 1 部 副 2 部
青年漁業 者等養成 確保資金	沿岸漁業改善 資金貸付資格 認定申請書 (第 1 号様 式)	青年漁業者等養成確保 措置に関する計画 (研修 教育資金) (第 5 号 様式) 青年漁業者等養成確保 措置に関する計画 (高 度経営技術習得資金) (第 5 号様式の 2) 青年漁業者等養成確保 措置に関する計画 (漁 業経営開始資金のうち 部門経営開始資金を除 く資金) (漁船漁業を 開始する場合) (第 6 号様式) 青年漁業者等養成確保 措置に関する計画 (漁 業経営開始資金のうち 部門経営開始資金を除 く資金) (養殖業を開 始する場合) (第 6 号 様式の 2) 青年漁業者等養成確保 措置に関する計画 (漁 業経営開始資金のうち 部門経営開始資金) (漁船漁業を開始する 場合) (第 6 号様式の 3) 青年漁業者等養成確保 措置に関する計画 (漁 業経営開始資金のうち 部門経営開始資金) (養殖業を開始する場 合) (第 6 号様式の 4)	収支計画書 (第 2 号様式 の 2) (研修 教育資金、高 度経営技術習 得資金及び漁 業経営開始資 金のうち部門 経営開始資金 を除く。)	償還計画書 (第 2 号様式 の 3) (漁業 経営開始資金 のうち部門経 営開始資金を 除く資金の場 合)	沿岸漁業改善 資金貸付申請 書 (第 7 号様 式)	正 1 部 副 2 部
備考 促進法第14条の特例の場合には促進法第 5 条第 3 項に規定する認定農工商等連携事業計画の写しを、六次産業化法第11条の特例の場合には六次産業化法第 6 条第 3 項に規定する認定総合化事業計画の写しを添付するものとする。						

第 6 条第 2 項中「貸付申請書 (事業計画書及び収支計画書)」を「認定申請書 (事業計画書、収支計画書、償還計画書及び貸付申請書)」に改め、同条第 4 項中「当該貸付申請」を「当該認定申請」に改め、同条第 6 項中「貸付申請書」を「認定申請書」に改める。

第 7 条の見出し中「貸付け」を「認定及び貸付け」に改め、同条第 1 項中「前条第 1 項又は第 6 項の貸付申請書類」を「認定申請書」に、「同条第 2 項」を「前条第 2 項」に、「貸付けの」を「貸付資格の認定及び貸付けの」に改め、同条第 2 項中「沿岸漁業改善資金貸付決定通知書 (第 7 号様式)」を「沿岸漁業改善資金貸付資格認定書 (第 8 号様式) 及び沿岸漁業改善資金貸付決定通知書 (第 9 号様式)」に、「第 15 条」を「第 16 条」に、「第 8 号様式」を「第 10 号様式」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 9 号様式」を「第 11 号様式」に改める。

第 10 条第 2 項中「第 10 号様式」を「第 12 号様式」に、「第 11 号様式」を「第 13 号様式」に、「第 11 号様式

の2」を「第13号様式の2」に改め、同条第4項の表中「第6条ノ4第1項」を「第6条ノ5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者は、その指示に従わなければならない。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条第2項中「第13号様式」を「第16号様式」に、「第14号様式」を「第17号様式」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「第12号様式」を「第15号様式」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(貸付資格認定の取消し)

第11条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、貸付資格認定取消通知書（第14号様式）により借受者に通知するものとする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日
沖縄県知事 殿

住所 〒 TEL
氏名又は名称
及び代表者名

沿岸漁業改善資金資金助成法第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

第2号様式及び第3号様式から第3号様式の3までの規定中「事業計画書」を「経営等改善措置に関する計画」に改める。

第4号様式及び第4号様式の2中「事業計画書」を「生活改善措置に関する計画」に改める。

第5号様式から第6号様式の4までの規定中「事業計画書」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に改める。

第14号様式中「第14条」を「第15条」に改め、同様式を第17号様式とする。

第13号様式中「第14条」を「第15条」に改め、同様式を第16号様式とする。

第12号様式中「第13条」を「第14条」に改め、同様式を第15号様式とする。

第11号様式の2を第13号様式の2とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第14号様式（第11条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

年 月 日
殿
沖縄県知事 印

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

--

第11号様式を第13号様式とし、第10号様式を第12号様式とし、第9号様式を第11号様式とし、第8号様式を第10号様式とし、第7号様式を第9号様式とし、第6号様式の4の次に次の2様式を加える。

第7号様式（第6条関係）

沿岸漁業改善資金貸付申請書

沿岸漁業改善資金貸付規則第6条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金（ 資金）を貸し付けてくださるよう申請します。

年 月 日
 沖縄県知事 殿

住所 〒 TEL
 氏名又は名称
 及び代表者名

受付事務再委託機関		年 月 日	番号
受理（地区担当普及機関）		年 月 日	番号

資 金	種 類	償還期間	据置期間	資金交付 希望日	借り受けようとする事業費及び申請額		
					事 業 量	事 業 費	申 請 額
		年	年	月 日		千円	千円

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申請者との関係

担 保 物 件	
------------------	--

償 還 計 画												事務委 託機関	事務再 委託機 関	
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目			
月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額		

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	

事業開始の時期
事業の概要
資本金の額又は出資の総額
常時使用する従業者数

第8号様式（第7条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

年 月 日

殿

沖縄県知事 印

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金（ 資金）の申請については、これを認定します。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の際現に改正前の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づき貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第85号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、座間味加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和5年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第86号

沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する告示

沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和55年沖縄県告示第47号）の一部を次のように改正する。

第4中「貸付申請書」を「認定申請書」に改める。

附 則

この告示は、令和5年2月28日から施行する。

沖縄県告示第87号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局宮古伊良部農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺字保良から字福里まで

- 2 公共測量を実施する期間 令和4年7月28日から令和5年3月6日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準点測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和5年2月28日から同年6月28日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目70番地1ほか1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1番地1 代表取締役 織田寛明、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 伊藤光博
- 3 届出年月日 令和5年2月6日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 辻田泰徳
変更後 織田寛明
 - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 令和4年4月1日
 - (2) 4(2) 令和4年5月16日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ニトリ石垣店 石垣市字大浜南大浜421番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 代表取締役 似鳥昭雄
- 3 法第8条第1項の規定による石垣市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和5年2月28日から同年3月28日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 あわせモール2期 沖縄市古謝二丁目17番3号ほか3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社UCHI 沖縄市泡瀬二丁目18番11号5F 代表取締役 高江洲篤
- 3 法第8条第1項の規定による沖縄市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和5年2月28日から同年3月28日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

訓 令

沖縄県訓令第1号

知 事 部 局

沖縄県政策参与設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県政策参与設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県政策参与設置規程（平成11年沖縄県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、知事が政策参与の職務の遂行に支障がないと認めるときは、この限りでない。

第8条中「一に」を「いずれかに」に、「認めた」を「認める」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年2月28日から施行する。

沖縄県訓令第2号

知 事 部 局
労働委員会事務局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の13を第6条の14とする。

第6条の12中「第4号様式の14」を「第4号様式の17」に改め、同条を第6条の13とし、第6条の11を第6条の12とする。

第6条の10中「第4号様式の13」を「第4号様式の16」に改め、同条を第6条の11とし、第6条の9の次に次の1条を加える。

（高齢者部分休業の申請等の手続）

第6条の10 職員は、地公法第26条の3第1項の規定に基づき、高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに高齢者部分休業承認申請書（第4号様式の13）3通を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。

2 高齢者部分休業をしている職員は、高齢者部分休業の承認の取消し又は高齢者部分休業に係る休業時間の短縮に同意するときは、高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意書（第4号様式の14）を人事課長に提出しなければならない。

3 高齢者部分休業をしている職員は、休業時間の延長の承認を受けようとするときは、当該延長をしようとする期間の初日の1月前までに高齢者部分休業時間延長承認申出書（第4号様式の15）3通を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。

第11条第1項中「第6条の10」の次に「の高齢者部分休業、第6条の11」を加え、「第6条の12」を「第6条の13」に改める。

第4号様式の2中「以降」を「以後」に改める。

第4号様式の14中「㊟」を「_」に、「第6条の12、第6条の13」を「第6条の13、第6条の14」に改め、同様式を第4号様式の17とする。

第4号様式の13中「㊟」を「_」に、「第6条の10、第6条の11」を「第6条の11、第6条の12」に改め、同様式を第4号様式の16とし、第4号様式の12の次に次の3様式を加える。

第4号様式の13（第6条の10関係）

（表面）

<p style="margin: 0;">高 齢 者 部 分 休 業 承 認 申 請 書</p>				
<p style="margin: 0;">年 月 日</p>				
<p style="margin: 0;">沖 縄 県 知 事 殿</p>				
<p style="margin: 0;">所 属 職 名 氏 名</p>				
<p style="margin: 0;">（所属長認印）</p>				
<p style="margin: 0;">次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。</p>				
1 申請期間	<p style="margin: 0;">年 月 日から 年 月 日まで （当該職員の定年退職日）</p>			
2 休業時間	<p style="margin: 0;">1週間当たりの休業時間の合計 時間 分</p>			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
3 申請理由				
※4 所属長意見				
5 備考				
<p style="margin: 0;">※ 承認番号</p>				
<p style="margin: 0;">承 認 通 知 書</p>				
<p style="margin: 0;">年 月 日</p>				
<p style="margin: 0;">殿</p>				
<p style="margin: 0;">沖 縄 県 知 事 殿 ㊟</p>				
<p style="margin: 0;">上記については、<input type="checkbox"/>承認 <input type="checkbox"/>不承認 とする。</p>				

注1 ※印の欄は、申請者において記載しないこと。

2 高齢者部分休業の承認が、職員からの年次有給休暇等の請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

（裏面）

日付	休業の承認を取り消された時間		時 間 数	申 請 者 印	所 属 長 印	出 勤 簿 照 合 印	備 考
	午 前	午 後					
	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時 分				
	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時 分				

	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

第4号様式の14 (第6条の10関係)

高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意書 年 月 日 沖縄県知事 殿					
			所 属 職 名 氏 名		
<input type="checkbox"/> 承認の取消しに同意します。 <input type="checkbox"/> 次のとおり休業時間を短縮することに同意します。					
1 短縮後の 休業時間	年 月 日から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日) 1週間当たりの休業時間の合計 時間 分				
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
2 備 考					

注 該当する□には、レ印を記入すること。

第4号様式の15 (第6条の10関係)

高齢者部分休業時間延長承認申出書 年 月 日 沖縄県知事 殿 所 属 職 名 氏 名 (所属長認印) 次のとおり高齢者部分休業の承認時間の延長を申し出ます。				
1 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)			
2 休業時間	承認時間延長後の1週間当たりの休業時間の合計 時間 分 (当初承認された1週間当たりの休業時間の合計 時間 分)			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
※3 所属長意見				
4 備考				
※ 承認番号 年 月 日 承 認 通 知 書 殿 沖縄県知事 ⑩ 上記については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 とする。				

注1 申請する休業時間は、当初承認された休業時間以上とすること。
 2 ※印の欄は、申請者において記載しないこと。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第3号

知 事 部 局
 労働委員会事務局

沖縄県職員服務規程及び沖縄県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員服務規程及び沖縄県職員研修規程の一部を改正する訓令

(沖縄県職員服務規程の一部改正)

第1条 沖縄県職員服務規程(昭和47年沖縄県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

(赴任に伴う提出書類)

第26条 次の各号に掲げる職員は、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 新規採用者 履歴書(第17号様式)、着任届(第18号様式)及び住所略図(第19号様式)
- (2) 転任を命ぜられた職員及び沖縄県職員の定年等に関する条例(昭和59年沖縄県条例第2号)第13条の規定により採用された職員 着任届及び住所略図

様式第17号に注として次のように加える。

注 この履歴書は、2部提出すること。

(沖縄県職員研修規程の一部改正)

第2条 沖縄県職員研修規程(昭和58年沖縄県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「、再任用職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考1中「再任用職員とは、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「定年前再任用短時間勤務職員とは、沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号）第13条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号）第13条の規定により採用された職員とみなして、第1条の規定による改正後の沖縄県職員服務規程及び第2条の規定による改正後の沖縄県職員研修規程の規定を適用する。

人事委員会事項

沖縄県職員の給与に関する条例附則第12項等の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第1号

沖縄県職員の給与に関する条例附則第12項等の規定による給料に関する規則

（趣旨）

- 第1条** この規則は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）附則第12項、第14項、第16項及び第17項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号。以下「定年条例」という。）第4条第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第12項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第10項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第5条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第2に定める初任給基準表（第7条において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 初任給規則第2条第4号に規定する降号をいう。
- (9) 上限額 給与条例第6条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」とい

う。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。))をいう。

- (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。
(給与条例附則第12項及び第14項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第12項及び第14項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)又は警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員となった者のうち、次に掲げる職員
- ア 異動日又は特定任命をされた日(以下この条において「任命日」という。)以後に初任給基準異動をした職員
- イ 異動日又は任命日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- ウ 異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
- エ 異動日又は任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日又は任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員
(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)

であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日以後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日において同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、特定日以後において、当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(次号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ず

る職員 人事委員会の定める額

- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員に係る第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給）

- 第5条** 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第9条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 第6条** 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号及び第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日において給与条例附則第10項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後における当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日におけるその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対

応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日におけるその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員に係る第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給）

第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」と

あるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - (4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項本文に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により仮定異動期間末日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に達しないこととなった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特

例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項本文に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項本文に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。
 - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項本文に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
 - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものを除く。）をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給）

第10条 初任給規則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳（沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号）によ

る改正前の定年条例第3条第2号に掲げる職員にあっては、63歳)に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第10項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。
 - (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第16条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
 - (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
 - (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (4) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
(この規則の規定により難い場合の措置)

第11条 給与条例附則第12項、第14項、第16項及び第17項の規定による給料の支給について、これらの規定により決定された給料が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合その他のこの規則により難い特別の事情がある場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第12項、第14項、第16項及び第17項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第2号

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する規則（昭和60年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第5項」を削る。

第2条に次の3号を加える。

- (3) 管理監督職 条例第6条各号に掲げる職をいう。
- (4) 管理監督職勤務上限年齢 条例第7条に規定する管理監督職上限年齢をいう。
- (5) 異動期間延長 他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、条例第9条第1項の規定により当該職員を引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務させることをいう。

第4条第1項中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に管理監督職勤務上限年齢に達した職員に係る異動期間延長の状況を異動期間延長状況報告書（第5号様式）により人事委員会に報告するものとする。
- 3 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における条例第13条の規定による採用の状況を定年前再任用状況報告書（第6号様式）により人事委員会に報告するものとする。

第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

（異動期間延長）

第4条 条例第9条第2項又は第4項の規定による人事委員会の承認の申請は、異動期間延長の期限の延長承認申請書（第3号様式）により行うものとする。

（異動期間延長等に係る職員の同意）

第5条 異動期間延長を行う場合又は異動期間延長の期限を延長する場合における条例第10条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第6条 条例第13条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用（条例第13条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無、その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

第3号様式中「第4条関係」を「第7条関係」に、「第4条の」を「第7条第1項の」に、

「 勤 務 延 長 _____ 名 を

		定年退職時の職		勤務延長後の職		理由
(ふりがな) 氏 名	所属			所属		
	職務内容			職務内容		
生年月日 (歳) 年 月 日	職種 ()	定年年齢	年	職種 ()	延長の期限の末日 年 月 日	
	職名	定年退職日	年 月 日	職名		
(ふりがな) 氏 名	所属			所属		
	職務内容			職務内容		
生年月日 (歳) 年 月 日	職種 ()	定年年齢	年	職種 ()	延長の期限の末日 年 月 日	に

	職名	定年退職日 年 月 日	職名		
(ふりがな) 氏 名	所属		所属		
	職務内容		職務内容		
生年月日(歳) 年 月 日	職種()	定年年齢 年	職種()	延長の期限の末日 年 月 日	
	職名	定年退職日 年 月 日	職名		

注 1 記載する順序は、任用上の格付けの上位からとする。なお、同位の職の場合は、事務、技術の順とする。
 2 「職種」の欄は、事務職、技術職、現業職の別に記入すること。なお、技術職にあつては専門職種を()に記入するものとする。

改め、同様式を第4号様式とする。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式 (第4条関係)

異動期間延長の期限の延長承認申請書			
		第	号
		年	月 日
沖縄県人事委員会委員長 殿		任命権者 印	
沖縄県職員の定年等に関する条例第9条第2項(第4項)の規定に基づき、異動期間を更に延長することについて下記のとおり申請します。			
記			
期限延長の予定者	氏名・性別	男・女	男・女
	生年月日・年齢	年 月 日満 歳	年 月 日満 歳
所属及び職名			
職務の級及び号給			
管理監督職勤務上限年齢		年	年
異動期間を延長する事由			
現に従事している職務の内容			
申請の理由			
条例第9条第1項による延長前の異動期間の末日		年 月 日	年 月 日
現在の異動期間の末日		年 月 日	年 月 日
この申請による延長後の異動期間の末日		年 月 日	年 月 日
その他参考事項			
添付書類 履歴書、職員の同意書			

様式に次の2様式を加える。

第5号様式（第7条関係）

異動期間延長状況報告書					
				第 号	
				年 月 日	
沖縄県人事委員会委員長 殿		任命権者 印			
職員の定年等に関する規則第7条第2項の規定により、異動期間延長の状況について下記のとおり報告します。					
記					
	異動期間延長前の職		異動期間延長後の職		理由
(ふりがな) 氏 名	所属		所属		
	職務内容		職務内容		
生年月日(歳) 年 月 日	職種()	上限年齢 年	職種()	異動期間の末日 年 月 日	
上限年齢に達した日 年 月 日	職名	異動期間の末日 年 月 日	職名		
(ふりがな) 氏 名	所属		所属		
	職務内容		職務内容		
生年月日(歳) 年 月 日	職種()	上限年齢 年	職種()	異動期間の末日 年 月 日	
上限年齢に達した日 年 月 日	職名	異動期間の末日 年 月 日	職名		
(ふりがな) 氏 名	所属		所属		
	職務内容		職務内容		
生年月日(歳) 年 月 日	職種()	上限年齢 年	職種()	異動期間の末日 年 月 日	
上限年齢に達した日 年 月 日	職名	異動期間の末日 年 月 日	職名		

注 1 記載する順序は、任用上の格付けの上位からとする。なお、同位の職の場合は、事務、技術の順とする。

2 「職種」の欄は、事務職、技術職の別に記入すること。なお、技術職にあつては専門職種を()に記入するものとする。

第6号様式（第7条関係）

定年前再任用状況報告書	
第	号

年 月 日

沖縄県人事委員会委員長 殿

任命権者 印

職員の定年等に関する規則第7条第3項の規定により、定年前再任用の状況について下記のとおり報告します。

記

定年前再任用をした職員数 人							
氏 名	生年月日	退職日	退職時の職		定年前再任用後の職		定年前再任用の期間
			所属・職	級・号給	所属・職	級	
	年 月 日	年 月 日					～ 年 月 日
	年 月 日	年 月 日					～ 年 月 日
	年 月 日	年 月 日					～ 年 月 日
	年 月 日	年 月 日					～ 年 月 日
	年 月 日	年 月 日					～ 年 月 日
	年 月 日	年 月 日					～ 年 月 日
	年 月 日	年 月 日					～ 年 月 日
	年 月 日	年 月 日					～ 年 月 日
	年 月 日	年 月 日					～ 年 月 日

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和47年沖縄県条例第53号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第4条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「条例第7条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「条例第7条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条

第2項第1号中「(以下「育児短時間勤務職員等」という。)」を削り、同項第2号中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第4条 初任給調整手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、第2条第2項に定める職を占める職員であるものに対する第7条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「第3条各号の職員及び第4条各号の職員」とあるのは「第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員」と、「職員の区分及び期間の区分に応じた別表に掲げる額」とあるのは「期間の区分に応じた附則別表に掲げる額」と、同条第2項及び第3項中「別表」とあるのは「附則別表」とする。

附則に次の附則別表を加える。

附則別表

期間の区分	初任給調整手当の月額
1年未満	円 21,000
1年以上2年未満	21,000
2年以上3年未満	21,000
3年以上4年未満	21,000
4年以上5年未満	21,000
5年以上6年未満	21,000
6年以上7年未満	21,000
7年以上8年未満	21,000
8年以上9年未満	21,000
9年以上10年未満	21,000
10年以上11年未満	17,500
11年以上12年未満	14,000
12年以上13年未満	10,500
13年以上14年未満	7,000
14年以上15年未満	3,500

備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員になった日以後の期間を示す。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第5条 通勤手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。
第9条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1号ア中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「第28条の2第1項」及び「(地公法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削る。

第19条の3第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第6条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」を「条例第7条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条及び別表第1行政職給料表の項から医療職給料表(3)の項までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(定時制通信教育手当に関する規則の一部改正)

第7条 定時制通信教育手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の定時制通信教育手当の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

3 条例附則第12項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員の定時制通信教育手当の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

(産業教育手当に関する規則の一部改正)

第8条 産業教育手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の産業教育手当の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

3 条例附則第12項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員の産業教育手当の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

(農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正)

第9条 農林漁業普及指導手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の農林漁業普及指導手当の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

3 条例附則第12項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員の農林漁業普及指導手当の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第10条 給料等の支給に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「。以下「法」という。」を削る。

第5条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 条例第7条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 同項

第5条の2第2号中「いる職員」の次に「(附則第2項において「育児短時間勤務職員等」という。)」を加える。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 条例附則第10項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

(勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部改正)

第11条 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条の2第7項並びに第6条第1項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条の2第1項中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条の3第1項、第6条の4並びに第8条の2第1項及び第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第12条 特地勤務手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「この条」の次に「及び附則第4項」を加える。

第5条第2項中「前条」を「前条第1項及び第2項（同条第3項及び附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第5項」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の4項を加える。

- 2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。
- 3 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。
- 4 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第18条第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。
- 5 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

第13条 教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）第7条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第14条 給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第2条に次の3項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 給与条例第7条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条に規定する短時間勤務をしている職員 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）第4条に規定する短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 その者に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額

(2) 前項第1号に掲げる職員 その者に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第3に掲げる調整基本額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25に相当する額を超えるときは、当該相当する額を給料の調整額とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（端数計算）

第3条 前条第2項、第3項及び第5項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもつて、これらの給与の額とする。

附則に次の1項を加える。

4 給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」と、同項第1号中「掲げる調整基本額」とあるのは「掲げる調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第2条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円

6 級	9,500円
7 級	10,700円
8 級	11,700円
9 級	13,200円

イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,200円
2 級	7,600円
3 級	7,700円
4 級	8,700円
5 級	9,200円
6 級	9,600円
7 級	10,300円
8 級	11,300円
9 級	12,300円

ウ 海事職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,500円
2 級	6,600円
3 級	7,500円
4 級	8,400円
5 級	9,600円
6 級	10,500円
7 級	11,900円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,000円
2 級	8,200円
特 2 級	9,100円
3 級	9,900円。ただし、給与条例別表第 4 教育職給料表(2)の備考 2 に定める職員にあつては、10,200円
4 級	12,500円

オ 教育職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,800円
2 級	8,100円
特 2 級	8,900円
3 級	9,700円。ただし、給与条例別表第4教育職給料表(3)の備考2に定める職員にあつては、10,000円
4 級	12,200円

カ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,500円
2 級	7,800円
3 級	8,500円
4 級	9,800円
5 級	11,500円

キ 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

ク 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円
7 級	11,000円

ケ 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,100円
2 級	7,700円

3	級	7,900円
4	級	8,200円
5	級	8,700円
6	級	9,800円

(時間外勤務手当等の特例に関する規則の一部改正)

第15条 時間外勤務手当等の特例に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ウ中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」を「条例第7条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第16条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和51年沖縄県人事委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「条例第7条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同条第1号中「、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。

別表第1及び別表第2中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

「再任用職

員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第17条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和63年沖縄県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(給与と条例附則第10項の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与)

3 一般の派遣職員が給与と条例附則第10項の規定の適用を受ける職員となった場合における当該一般の派遣職員の給与は、第3条第6項の規定にかかわらず、給与と条例附則第10項の規定の適用を受ける職員となった日を派遣の日の前日とみなして同条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。

4 前項の規定による給与の額に対する第3条第7項及び第8項の規定の適用については、同条第7項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第3項」と、同条第8項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第3項」とする。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第18条 単身赴任手当に関する規則(平成2年沖縄県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号ア中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「第28条の2第1項」及び「(地公法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削る。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第19条 管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年沖縄県人事委員会規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「次条において「管理職職員」という。)」を「以下「管理職職員」という。)(次号に掲げる職員を除く。)」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第7条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)である管理職職員 次に掲げる当該管理職職員の占める職に係る管理職手当規則別表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 11,000円
- イ 2種 9,000円
- ウ 3種 7,000円
- エ 4種 5,000円
- オ 5種 3,000円

第3条第1項を次のように改める。

条例第26条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職職員(次号に掲げる職員を除く。) 次に掲げる当該管理職職員の占める職に係る管理職手当規則別表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 6,000円
- イ 2種 5,000円
- ウ 3種 4,000円
- エ 4種 3,000円
- オ 5種 2,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職職員 次に掲げる当該管理職職員の占める職に係る管理職手当規則別表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 5,500円
- イ 2種 4,500円
- ウ 3種 3,500円
- エ 4種 2,500円
- オ 5種 1,500円

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第2項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

第20条 職員からの苦情相談に関する規則(平成17年沖縄県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「法第28条の4又は法第28条の5」を「沖縄県職員の定年等に関する条例(昭和59年沖縄県条例第2号)第13条」に改める。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第21条 職員の退職管理に関する規則(平成27年沖縄県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「沖縄県職員の定年等に関する条例(昭和59年沖縄県条例第2号)第13条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和4年改正条例 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号）をいう。
- (2) 新定年条例 令和4年改正条例第1条の規定による改正後の沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号）をいう。
- (3) 旧定年条例 令和4年改正条例第1条の規定による改正前の沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号）をいう。
- (4) 暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第3条第1項又は第2項、附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。
- (5) 暫定再任用短時間勤務職員 新定年条例第13条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
- (6) 定年前再任用短時間勤務職員 新定年条例第13条の規定により採用された職員をいう。

（職員の定年等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 職員の定年等に関する規則第3条の規定は、令和4年改正条例附則第2条第1項の規定による期限の延長について準用する。

- 2 令和4年改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が令和5年4月1日である場合には、旧条例定年（同項に規定する旧条例定年をいう。以下同じ。）に準じた年齢）を超える職（基準日における新条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 3 令和4年改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（基準日が令和5年4月1日である場合には、旧条例定年に準じた年齢）に達している職員とする。

- 4 令和4年改正条例附則第2条第4項の規定により読み替えて適用する新定年条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認の申請は、勤務延長の期限の延長承認申請書（附則様式）により行うものとする。

- 5 令和4年改正条例附則第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項に規定する人事委員会規則で定める情報は、令和4年改正条例附則第3条第1項及び第2項に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用（令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

- 6 第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する規則第7条第3項（同規則第6号様式を含む。）の規定は、暫定再任用の状況について準用する。この場合において、同項中「定年前再任用状況報告書」とあるのは「暫定再任用状況報告書」と、同様式中「定年前再任用状況報告書」とあるのは「暫定再任用状況報告書」と、「職員の定年等に関する規則第7条第3項」とあるのは「職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則附則第3条第6項の規定により読み替えて準用する職員の定年等に関する規則第7条第3項」と、「定年前再任用の」とあるのは「暫定再任用の」と、「定年前再任用を」とあるのは「暫定再任用を」に、「定年前再任用後」とあるのは「暫定再任用後」と読み替えるものとする。

- 7 令和4年改正条例附則第8条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下この項、次項及び第9項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（令和4年改正条例附則第4条第2項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

8 令和4年改正条例附則第8条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

9 令和4年改正条例附則第8条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第7項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の給料表の適用範囲に関する規則第4条第1項及び第5条第1項の規定を適用する。

(管理職手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の管理職手当に関する規則（以下「新管理職手当規則」という。）第3条第1項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新管理職手当規則第3条第2項の規定を適用する。

(通勤手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用職員に沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第16条第4項を適用する場合における第5条の規定による改正後の通勤手当に関する規則（以下「新通勤手当規則」という。）第18条第1号の適用については、同号中「イ 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣（第19条の2第1項第3号及び第19条の4第2項において「職員派遣」とい

う。）から職務に復帰したこと。」とあるのは、ウ 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正

エ 令和4年改正条例附則第3条第2項又は第4条第

派遣（第19条の2第1項第3号及び第19条の4第2項において「職員派遣」という。）から職務に復帰する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項又は2項の規定による採用（定年条例第2条の規定により退職した日（令和4年改正条例第1条の規定による

たこと。第4条第1項の規定による採用（沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号。以下改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び定年条例第13条又は令

「定年条例」という。）第2条の規定により退職した日（令和4年改正条例第1条の規定による改正前

和4年改正条例附則第3条第2項若しくは第4条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含

定年条例第4条第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第2条第1項の規定により勤務した後退

職した日及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地公法第28条の

4第1項若しくは第28条の5第1項又は令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定

による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。とする。

2 令和4年改正条例附則第3条第2項又は第4条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する新通勤手当規則第18条第1号アの規定の適用については、同号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号）附則第3条第2項又は第4条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、第5条の規定による改正前の通勤手当に関する

規則第18条第1号アに該当する採用をされた職員については、同条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第7条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「新期末手当等規則」という。）第3条及び第5条の規定を適用する。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新期末手当等規則第14条及び別表第1の規定を適用する。

(給料等の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第8条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則第5条の2の規定を適用する。

(勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第9条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の規定を適用する。

(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第10条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第13条の規定による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則第3条の規定を適用する。

(給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第11条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第14条の規定による改正後の給料の調整額に関する規則（以下「新給料調整額規則」という。）第2条第3項の規定を適用する。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給料調整額規則第2条第4項の規定を適用する。

3 給与条例第8条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和4年改正条例附則第3条第1項又は第4条第1項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る旧条例定年（令和4年改正条例の施行の日以後に新たに設置された職及び同日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が同日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。）に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新給料調整額規則第2条及び第3条並びに前2項の規定による給料の調整額のほか、調整基本額と経過措置基準額との差額に相当する額に当該職員に係る給料の調整額に関する規則別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新給料調整額規則第2条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の100分の25に相当する額を超えるときは、当該相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を給料の調整額として支給する。

4 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員（施行日前に旧地公法（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法をいう。以下同じ。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になったとした場合に令和4年改正条例第6条の規定による改正前の給与条例（次号において「旧給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第14条の規定による改正前の給料の調整額に関する規則第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第14条の規定による改正前の給料の調整額に関する規則第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧地公法再任用職員でなかった者にあっては同日に旧地公法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあっては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。この項において同じ。）に対する第16条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「新義務教育等教員特別手当規則」という。）第3条の規定の適用については、同条第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号）附則第3条第1項又は第2項の規定により採用された職員」と、「別表第1」とあるのは「別表第1 定年前再任用短時間勤務職員の項」とし、新義務教育等教員特別手当規則第3条第2号から第5号までの規定中「別表第2」とあるのは「別表第2 定年前再任用短時間勤務職員の項」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新義務教育等教員特別手当規則の規定を適用する。

（単身赴任手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員に給与条例第16条の2第3項を適用する場合における第18条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則（以下「新単身赴任手当規則」という。）第5条第3項第1号の規定の適用については、同号中「イ 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。」とあるのは、
「イ 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。」
ウ 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項又は第4条第1項の規定による採用（定年と。

と。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項又は第4条第1項の規定による採用（定年と。

用（沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号。以下「定年条例」という。）第2条第2項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び定年条例第13条又は令和5年改正条例附則第3条第

の規定により退職した日（令和4年改正条例第1条の規定による改正前の定年条例第4条第1項若しくは第2項若しくは第4条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限

第2項又は令和4年改正条例附則第2条第1項の規定により勤務した後退職した日及び地方公務員法の一

部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第

1項又は令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による採用に係る任期が満了し

た日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。とする。

2 令和4年改正条例附則第3条第2項又は第4条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する新単身赴任手当規則第5条第3項の規定の適用については、同項第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日(沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年沖縄県条例第51号)附則第3条第2項又は第4条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。

3 施行日前に、第18条の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第1号アに規定する採用をされた職員については、同条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第19条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第2項及び第3条第1項の規定を適用する。
(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第20条の規定による改正後の職員からの苦情相談に関する規則の規定を適用する。
(職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第16条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第21条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則の規定を適用する。
(雑則)

第17条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則様式 (附則第3条関係)

勤務延長の期限の延長承認申請書			
		第	号
		年	月 日
沖縄県人事委員会委員長 殿		任命権者 印	
<p>沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第2条第4項の規定により読み替えて適用する沖縄県職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、勤務延長の期限の延長について下記のとおり申請します。</p>			
記			
期限延長の予定者	氏名・性別	男・女	男・女
	生年月日・年齢	年 月 日満 歳	年 月 日満 歳
所属及び職名			
職務の級及び号給			
定年年齢及び定年退職日		年 年 月 日	年 年 月 日
勤務延長の事由			
勤務延長の期限		年 月 日	年 月 日
現に従事している職務の内容			
申請の理由			
期限延長後の期限		年 月 日	年 月 日
その他参考事項			

添付書類 履歴書、職員の同意書

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年2月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第3号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「又は第24条」を「若しくは第24条、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）第10条第2項、沖縄県職員の修学部分休業に関する条例（平成17年沖縄県条例第48号）第3条第2項又は沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年沖縄県条例第47号）第3条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年2月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第4号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号中「法第26条の2第1項」を「沖縄県職員の修学部分休業に関する条例（平成17年沖縄県条例第48号）第2条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年沖縄県条例第47号）第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その2分の1の期間

第12条第2項第8号中「法第26条の2第1項」を「沖縄県職員の修学部分休業に関する条例第2条第1項」に改め、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	---